

スポットサービス規定

株式会社 ケイアイピー
平成25年4月1日 現在

この規定に掲げる価格は弊社が取り扱う製品のスポットサービス要請を受けて技術社員を派遣する場合に、スポットサービス料としてお支払戴く料金及び規定を呈示したものです。

1. スポットサービス料金

基本料金 (注1)	技術料金 (1時間)	超過料金 (注2)
14,000円/1回	16,000円/1台	8,000円/30分

(注1) お客様より事前に依頼があり、同一建物内に設置されている複数の機械を修理する場合、2台目以降の基本料金は半額となります。

(注2) 1回の訪問で修理が完了しなかった場合の基本料金は初回分のみの請求となり、作業費は超過料金で計算いたします。

2. 出張圏扱い料金と宿泊料金

KIPサービス拠点から最寄りの鉄道駅間が50km以内を通常サービス圏と定めます。

サービス圏外へのスポットサービス要請に対し以下の出張規程を適用し、出張並びに宿泊に係る経費を請求します。

a, 訪問に際しての交通手段等はおお客様の承認を戴き、交通経費全額をお客様にご負担戴きます。

* 互いの最寄りJR駅間の在来線特急利用料金又は新幹線料金を標準旅費とします。

* 自動車使用の場合、互いの最寄り有料道路出入口迄の料金及び移動に係る経費を合わせた額を標準旅費とします。

b, 宿泊を伴う出張の場合、一名一泊につき ¥12,000 を請求します。

3. 技術員の複数派遣に関するスポットサービス料金

業務上必要と認める場合又は要請があった場合、複数の社員を派遣します。この場合のスポットサービス料金は以下の通り請求します。

a, 2人以上必要な作業の場合、派遣人数分の基本料金及び技術料金を請求いたします。

b, 2人目以上の複数参加員の出張圏扱いと宿泊料金は全員に前項2が適用されます。

4. 休日対応料金

事前のご依頼による機械の移設及び総合点検に限り、土曜日、日曜日及び祝祭日のスポットサービス対応を致します。その場合の基本料金・技術料金はそれぞれの料金に50%を加算した額を休日対応料金とします。

5. サービス後の保証

スポットサービスを受けられ正規の料金請求を承認された場合、保守を行った翌日から60日以内をサービス保証期間とし、以下の各項を除き期間中のスポットサービス要請に対し技術料金を免除し基本料金のみを支払い戴くことによりスポットサービスを要請出来ます。

a, 保障の対象となったスポットサービス要請の理由から外れた症状又は取扱い方法のミスによる故障のスポットサービス要請。

6. 交換部品の保障

スポットサービス要請によって交換する有償部品はすべて交換を実施した翌日から180日間を部品保証期間とします。

期間中に当該部品が故障した場合、無料で再交換を含む補修を行います。

* 消耗品・消耗部品についての保障は適用外となります。

* お客様の取り扱い方法のミスによる故障の場合は保障適用外となります。